

件名	愛媛県公立大学法人評価委員会条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
<p>【制定の概要】 愛媛県立医療技術大学の公立大学法人化に当たり、設立団体である県に附属機関として評価委員会を設置するため。</p> <p>【条例の概要】</p> <p>1 組織 委員5人以内で組織</p> <p>2 委員 ・経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから知事が任命 ・任期 2年（再任可・補欠委員の任期は、前任者の残任期間）</p> <p>3 臨時委員 ・特別の事項を調査審議させるため、学識経験のある者のうちから知事が任命できる。 ・臨時委員は、調査審議が終了したときは解任される。</p> <p>4 委員長 ・委員の互選により定める。 ・委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 会議 ・会議は、委員長が招集し、議長となる。 ・委員及び臨時委員（議事に関係のある者）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 ・議事は、出席した委員及び臨時委員（議事に関係のある者）の過半数で決する。</p> <p>6 庶務 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 地方独立行政法人の業務 (1) 試験研究 (2) <u>大学又は大学及び高等専門学校</u>の設置及び管理 (3) 工業用水道事業、病院事業等の経営 (4) 社会福祉事業の経営 (5) 公共的な施設の設置及び管理 (6) 前各号の業務に附帯する業務</p> <p>2 公立大学法人評価委員会の業務について（例） (1) 知事が<u>中期目標</u>（公立大学法人が6年間で達成すべき業務運営に関する目標）を定め、又は変更しようとするときの<u>意見の具申</u> (2) 公立大学法人の各事業年度及び中期目標の期間における<u>業務の実績の評価及び業務運営の改善その他の勧告</u> (3) 知事が<u>中期計画</u>（公立大学法人が中期目標を達成するために作成する計画）を認可しようとするときの<u>意見の具申</u> (4) 公立大学法人が定めた<u>役員</u>の報酬及び退職手当の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものかどうかについての<u>意見の具申</u></p> <p>3 条例制定の根拠規定（地方独立行政法人法） （地方独立行政法人評価委員会） 第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。 (2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。</p>	